

○嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金交付規程

令和元年10月1日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、嘉麻市浄化槽の普及に関する条例（平成18年嘉麻市条例第114号）第4条の規定に基づき、生活雑排水による公共用水域等の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置者に対する、予算の範囲内における嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。
- (2) 住宅 主に居住の用に供する建物及び延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（以下「併用住宅」という。）をいう。
- (3) 人槽区分 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準により算定した人員（建築物の使用状況により当該算定人員が実情に沿わないと考えられる場合は、当該算定人員の実情に応じて算定した人員）を基に区分したものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (5) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所の便槽をいう。
- (6) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を浄化槽に入れ替えることをいう。
- (7) 処分 転換に伴う単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃、消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分をいう。
- (8) 配管 生活排水を浄化槽に流入させるため、又は浄化槽で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管渠、ポンプ設備及びますをいう。

(補助対象区域)

第3条 この告示の対象となる区域は、市内の全ての区域とする。ただし、嘉麻市地域污水处理施

設条例（平成18年嘉麻市条例第115号）に定める汚水処理施設の処理区域を除く。

（補助対象者）

第4条 市長は、住宅に浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- （1） 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- （2） 汚水処理の未普及解消につながらない浄化槽を設置する者。ただし、災害による家屋の建て替えなどに伴い浄化槽を再設置する者を除く。
- （3） 住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- （4） 販売又は賃貸を目的とした住宅及び法人等が所有する住宅に浄化槽を設置する者
- （5） 主たる生計の場ではない住宅に浄化槽を設置する者
- （6） 福岡県合併処理浄化槽普及促進協議会が定める浄化槽設置工事基準に適合しない施工により浄化槽を設置した者
- （7） 補助金の申請年度内に浄化槽を設置することができない者
- （8） 補助金を申請する年度末において、浄化槽を設置している住所と住民基本台帳に記録されている住所が異なる者
- （9） 公共事業等の移転補償の対象となる者
- （10） 申請者及び世帯員に嘉麻市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成18年嘉麻市規則第166号）第6条第2号に規定する市税等の滞納がある者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1の人槽区分に応じ定める額を限度とする。ただし、令和3年度から令和5年度までの間に単独処理浄化槽から転換を行う場合は、同表の特例限度額に定める額を限度とする。

2 併用住宅に設置する浄化槽については、居住の用に供する部分のみを算定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、転換を行う場合において、既に設置された単独処理浄化槽若しくは汲み取り便槽の処分又は配管設置工事が必要であるときは、別表第2の区分ごとに定める経費の区分に応じ定める額を限度として、第1項の額に加算する。ただし、加算する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 住宅平面図（配置配管図）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽設置届出書及び受理書の写し
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 小型合併処理浄化槽機能保証登録証
- (7) 浄化槽整備士免状又は修了証書の写し
- (8) 浄化槽確認シート・登録証の写し・登録浄化槽管理票（C票）（10人槽以下のみ）
- (9) 住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- (10) 納付状況等調査同意書（様式第3号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請について代理人に委任することができる。この場合において、申請者は委任状（様式第4号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知書類）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかに、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ通知する。

（補助金の交付申請の変更及び承認等）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の規定による補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があつたときは、速やかに、その内容を審査して、承認することを決定した者に対しては嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金変更承認通知書（様式第8号）により、承認しないことを決定した者に対しては嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金変更不承認通知書（様式第9号）により、それぞれ通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに、市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い

日までに、嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書(様式第10号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽設置状況検査依頼書(法第7条)及び領収書の写し
- (3) 浄化槽設置工事完了届出書の写し
- (4) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (5) 転換を行う場合にあっては、転換結果報告書(様式第11号)
- (6) 浄化槽設置工事写真
- (7) 浄化槽設置工事のチェックリスト
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第12号)により、速やかに、補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第13号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(工事の確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事を適宜現地において確認する。

(適用除外)

第15条 この告示に定める補助金は、国、県又は市等の公共団体並びに事業活動に供する施設及びこれに附帯する建築物の浄化槽には適用しないものとする。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第16条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則(平成18年嘉麻市規則第49号)の定めによらなければならない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前嘉麻市浄化槽設置整備事業補助金交付規則(平成18年嘉麻市規則第104号)によってした行為は、この告示によるものとみなす。

附 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

附 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

人槽区分	限度額	特例限度額
5人槽	386,000円	586,000円
7人槽	483,000円	683,000円
10人槽	638,000円	838,000円

別表第2（第5条関係）

加算額

区分	処分費	配管設置費
単独処理浄化槽	90,000円	300,000円
汲み取り便槽	90,000円	300,000円